

# ワクチン接種証明書 発行手続き 第3回自治体向け説明会

令和3年9月24日(金)

内閣官房 副長官補室（コロナワクチン接種証明担当）  
デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS担当）

# 本日まで説明する内容

---

## 1. 接種証明書発行手続きの運用の一部見直し

- 渡航予定国・地域に関する接種証明書の申請要件見直し
- 旅券以外の渡航文書での申請
- 誤発行フラグ設定

## 2. 接種証明書のデジタル化

- 概要
- デジタル化に向けての留意点等
  - ① マイナンバーカードの利用
  - ② PIA見直し、利用規約の変更
  - ③ 接種記録の早期入力、登録データのチェック
  - ④ VRS以外を利用した証明書発行への影響
- 接種証明書の仕様に関する意見募集について

## 3. 新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について

## 4. Q&A

- よくある質問
- 本説明会開催中に頂いたご質問への回答

# **1. 接種証明書発行手続きの運用の一部見直し**

---

# 渡航予定国・地域に関する接種証明書の申請要件見直し

## 1. 接種証明書の申請要件（現行）

- 現在、接種証明書の申請に当たっては、申請者からパスポート（又はその写し）の提示を求めることとした上で、接種証明書の提示により防疫措置の緩和等が認められる対象国に渡航する場合に限って申請するように周知しており、その趣旨を踏まえ、各自治体においても発行事務を行っているところ。

## 2. 申請要件の見直し内容

- 諸外国における直近の状況を見ると、飲食店、イベントなどの特定の活動について、ワクチン接種証明又は検査による陰性証明の提示が罰則付きで義務付けがなされている場合がある。
- このような状況を踏まえ、防疫措置の緩和等が認められる対象国以外の国に渡航する予防接種法に基づくワクチン接種済みの者が、海外で不利益を受けることを可能な限り避けるためにも、現行の「防疫措置の緩和等が認められる対象国に渡航する場合に限って申請」という要件を撤廃することとする。
- これに伴い、市町村において、申請者の渡航予定国・地域が、防疫措置の緩和等が認められる対象国であるかどうかの審査は不要とする。
- パスポート（又はその写し）の提示は引き続き、必須とする。

## 3. 要件緩和の開始時期

9月27日（月）

※受理済みの申請については、上記見直し後の基準で発行して差し支えない。

# 渡航予定国・地域に関する接種証明書の申請要件見直し



お問合わせ先 サイトマップ > 日本語環境でない場合 外務省  
文字サイズ変更 [小] [中] [大]  
Facebook お知らせ

国・地域別 目的別

ホーム 海外安全情報 海外旅行 海外出張/ビジネス 海外留学/海外修学旅行 海外生活

## 海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧（9月17日現在）

（国・地域名をクリックすると、当該国・地域の詳細情報を確認できます。免除・緩和される具体的な措置については、リンク先を御確認ください。なお、本ページでは、海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明により入国時において防疫措置の免除又は緩和を受けることが可能な国・地域を示すものであり、一部の国・地域において公共施設、レストラン等への立入りに際して同証明が使用可能であることを保証するものではありません。）

- イタリア
- インドネシア
- エクアドル
- エストニア
- オーストリア
- オランダ
- カナダ
- ガボン
- コンゴ
- サモア
- シンガポール
- スリランカ
- スロバキア
- スロベニア
- セントクリストファー・ネイビス
- セントビンセント
- タイ（プーケット島、サムイ島、パンガン島、タオ島のみ）
- デンマーク
- ドイツ
- トルコ
- バブアニューギニア
- パラオ
- フランス（注1）

- ブルガリア
- 米国（グアムのみ）
- ベトナム
- ペラルーシ
- ベリーズ
- ポーランド
- 香港
- ホンジュラス
- マレーシア
- モルディブ
- リトアニア

\* 韓国

隔離免除書発行に必要な書類のうちのひとつである「予防接種証明書」として認められません。

ただし、韓国が指定する変異株流行国に日本が追加されたことを受け、9月1日以降、日本から韓国に入国する場合、隔離免除が適用されません。

（注1）

渡航手続とは別に、フランス国内でレストラン等の入店等に際して求められる衛生パス（pass sanitaire）」（QRコード）については、駐日フランス大使館ホームページの外国人旅行者向け衛生パスの説明（<https://jp.ambafrance.org/article17074>）をご確認ください。

▶上記以外の国・地域については現在確認中であり、確認でき次第随時、このページで公表いたします。

▶海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書の概要については下記HPを参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)

※ これまで、使用可能な国・地域に追加があった場合には事務連絡をお送りしていましたが、今回の申請要件見直しに伴い、今後は都度の事務連絡発出は行わない予定です。

ただし、どの国・地域において接種証明書が使用可能かについては、引き続き渡航される方にとって必要な情報となりますので、必要に応じて随時御案内いただくようお願いいたします。

# 旅券以外の渡航文書での申請

- VRS、簡易証明書発行様式いずれの場合も発行可能です。
- 9月15日付事務連絡を参考に、渡航文書の種類、国籍・地域、旅券番号を適切に選択・入力してください。

## 追加情報入力

パスポートの情報を追加しますか？  
 はい  いいえ

渡航文書の種類を選択してください：  
 日本の旅券  外国の旅券/その他の渡航文書

渡航書類を選択してください。(TRAVEL DOCUMENT)  
難民旅行証明書/REFUGEE TRAVEL DOCUMENT

国籍・地域を選択してください。(NATIONALITY/REGION)  
国コード/国籍・地域(日)/国籍・地域(英)の一部を入力して絞り込みが可能です。  
N/A / (なし) / N/A

旅券番号 (PASSPORT NUMBER)  
半角文字  
AA12345  
(REFUGEE TRAVEL DOCUMENT)

姓 (SURNAME)  
ローマ字(パスポートと同じ)  
SESSYU

名 (GIVEN NAME)  
ローマ字(パスポートと同じ)  
SYOUMEI

日本の旅券か、それ以外かを選択

※日本国籍でも旅券以外(例：国連レッセ・パッセ)で発行する場合は右側を選択

渡航文書の種別を選択

- 旅券 ※通常はこれを選択
- 難民旅行証明書 (REFUGEE TRAVEL DOCUMENT)
- レッセ・パッセ (LAISSEZ-PASSER)
- 渡航先国発行の渡航文書 (OTHER TRAVEL DOCUMENT)
- 再入国許可書 (RE-ENTRY PERMIT)

旅券番号欄の末尾に、選択した渡航文書名が自動的に入力されます  
(発行される証明書にも印刷されます)

# 誤発行フラグ設定

- VRSによる接種証明書発行において、印刷後に誤りに気がつくなどして実際には交付しなかった証明書に「誤発行フラグ」を設定できるように改修（令和3年9月7日）。
- 設定すると、発行履歴の検索や発行件数の集計から除外。
- 統計への影響及び再交付時の誤交付を防止するために、該当する履歴には速やかに設定をお願いします。

証明書発行履歴確認

検索方法を選択してください

発行日

発行日も選択してください

2021-07-27

誤発行も検索に含める

検索

1 / 157件

発行日	氏名	氏名 (カナ)	氏名 (ローマ字)	生年月日	接種番号	接種履歴ID	詳細
2021-07-27	KANJYA YOSHIKO	カンジャ リョウコ	KANJYA YOSHIKO	1985-02-19	ZZ1234567	012041-20210727-000002	詳細

「誤発行」の場合はこれらから除外されます

このボタンで「誤発行フラグ」を切り替えます

接種証明書再印刷

ID:012041-20210727-000002

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書  
Vaccination Certificate of COVID-19

姓名 [Surname Given name]  
KANJYA YOSHIKO

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)  
1985-02-19

国籍・地域 [Nationality / Region]  
UNITED STATES OF AMERICA

照会番号 [Passport Number]  
ZZ1234567

1回目接種 [First Dose]	2回目接種 [Second Dose]
ワクチンの種類 [Vaccine Type] COVID-19 mRNA	ワクチンの種類 [Vaccine Type] COVID-19 mRNA
メーカー [Manufacturer] ファイザー [Pfizer/BioNTech]	メーカー [Manufacturer] ファイザー [Pfizer/BioNTech]
製品名 [Product Name] コミナティ [COMIRNATY]	製品名 [Product Name] コミナティ [COMIRNATY]
製造番号 [Lot Number] 1111111	製造番号 [Lot Number] 1111111
接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 2021-05-15	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 2021-06-15
接種国 [Country of Vaccination] 日本 [JAPAN]	接種国 [Country of Vaccination] 日本 [JAPAN]
証明書発行先 [Certificate Issuance Authority] 東京都政庁 都庁長 [Mayor of Kasumigaseki City, Tokyo Metropolis]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明ID [Certificate Identifier] 012041-20210727-000002	証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD) 2021-07-27

戻る 誤発行にする 再印刷

※ 「VRSを用いた接種証明書の誤発行時の対応について」（令和3年9月2日付事務連絡）でも御案内しています

## 2. 接種証明書のデジタル化

---

# デジタル化実現後のイメージ

- 年内を目途に、接種証明書のデジタル化を実現。
- VRSで二次元コードを付加し、スマホアプリで表示可能とする。紙の証明書にも二次元コードを付加しアプリで読込可能。
- デジタル化の実現後も、予防接種済証や紙の接種証明書は引き続き残り、活用可能。

**【現行】紙の証明書**  
新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書  
Vaccination Certificate of COVID-19

姓名 [Surname Given name]  
接種証明 [SESSYU SYOUMEI]  
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)  
1991-02-05  
国籍・地域 [Nationality/Region]  
JAPAN  
旅券番号 [Passport Number]  
TR1111111

1回目接種 [First Dose]	2回目接種 [Second Dose]
ワクチンの種類 [Vaccine Type] COVID-19 mRNA メーカー [Manufacturer] ファイザー [Pfizer/BioNTech] 製品名 [Product Name] コミナティ [COMIRNATY] 製造番号 [Lot Number] 1234-5678 接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 2021-06-08 接種国 [Country of Vaccination] 日本 [JAPAN]	ワクチンの種類 [Vaccine Type] COVID-19 mRNA メーカー [Manufacturer] ファイザー [Pfizer/BioNTech] 製品名 [Product Name] コミナティ [COMIRNATY] 製造番号 [Lot Number] 1234-5678 接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 2021-07-06 接種国 [Country of Vaccination] 日本 [JAPAN]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]  
東京都霞ヶ関市長  
[Mayor of Kasumigasaki City, Tokyo Metropolis]  
日本国厚生労働大臣  
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]  
証明書ID [Certificate Identifier]  
012041-20210730-000002  
証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)  
2021-07-30

## 証明書で視認可能な情報

- ① 人定情報 (氏名など)
- ② 接種情報 (接種日など)
- ③ 発行主体

**デジタル化された証明書**

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書  
Vaccination Certificate of COVID-19

姓名 [Surname Given name]  
接種証明 [SESSYU SYOUMEI]  
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)  
1991-02-05  
国籍・地域 [Nationality/Region]  
JAPAN  
旅券番号 [Passport Number]  
TR1111111



1回目接種 [First Dose]	2回目接種 [Second Dose]
ワクチンの種類 [Vaccine Type] COVID-19 mRNA メーカー [Manufacturer] ファイザー [Pfizer/BioNTech] 製品名 [Product Name] コミナティ [COMIRNATY] 製造番号 [Lot Number] 1234-5678 接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 2021-06-08 接種国 [Country of Vaccination] 日本 [JAPAN]	ワクチンの種類 [Vaccine Type] COVID-19 mRNA メーカー [Manufacturer] ファイザー [Pfizer/BioNTech] 製品名 [Product Name] コミナティ [COMIRNATY] 製造番号 [Lot Number] 1234-5678 接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 2021-07-06 接種国 [Country of Vaccination] 日本 [JAPAN]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]  
東京都霞ヶ関市長  
[Mayor of Kasumigasaki City, Tokyo Metropolis]  
日本国厚生労働大臣  
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]  
証明書ID [Certificate Identifier]  
012041-20210730-000002  
証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)  
2021-07-30

## 証明書で視認可能な情報

- ① 人定情報 (氏名など)
- ② 接種情報 (接種日など)
- ③ 発行主体

目視確認



紙の証明書と同様の内容が  
スマホの画面上で確認できる。

二次元コード  
読み取り

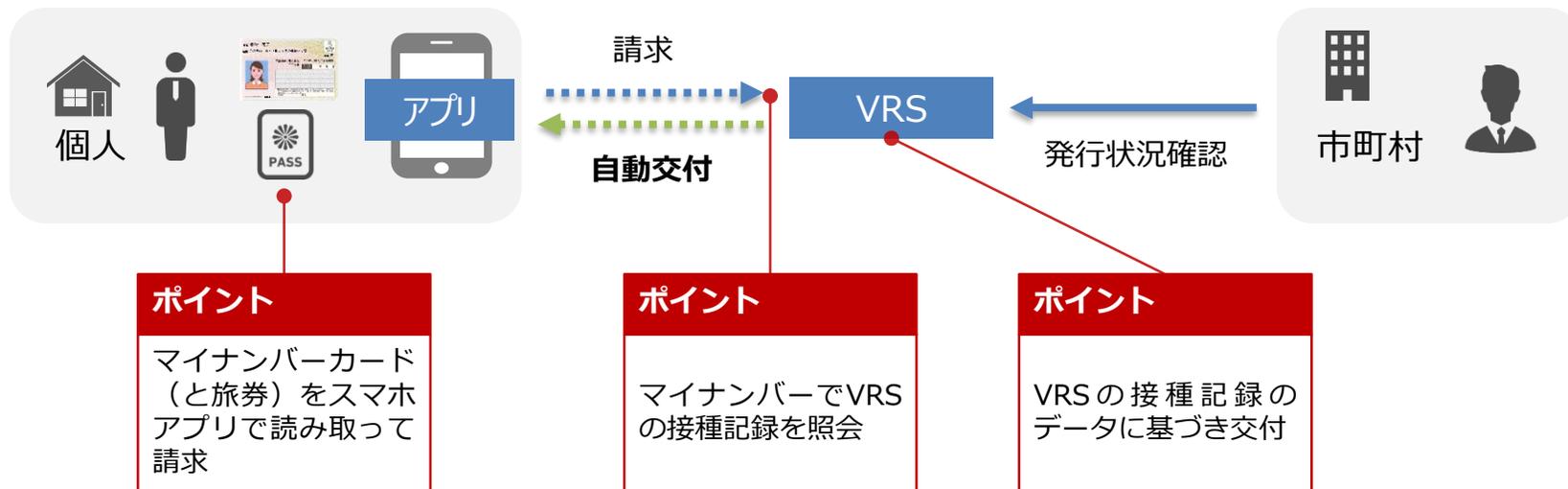


真正性について厳密に確認したい  
場合などは、スマホ等で二次元コード  
を読み取って、①～③の情報を  
確認することも可能。

※二次元コードに含まれる電子署名  
により、真正性を検証可能

# 自動交付システム

- 各市町村職員の審査等を行わずとも、国民が請求すると**自動で交付されるシステムを、国で提供**することを予定。
- 自動交付できない人も一定数存在**。その人たちは、引き続き現行通り、**窓口などで請求・交付**を行う。



## 自動交付できない人の例

- マイナンバーカードを持たない人 (申請にマイナンバーカード必須のため)
- スマホを持たない人 (iOSとAndroidに対応したアプリを開発する予定のため)
- 旅券に旧姓・別姓・別名の併記がある人 (旧姓等は、旅券のOCR読み取りで対応できないため)
- DV被害者等の要配慮者 (自動交付により、加害者等に意図せず情報が渡るおそれがあるため)
- 接種記録がVRSに未登録の人 (参照する接種記録がないと発行できないため)
- 接種記録のクレンジングが必要な人 (例えば、2回目の接種日が1回目の接種日より過去の日付であるなど)
- 旅券以外の渡航文書で請求する人 (渡航向けの証明書が必要な人は、旅券のMRZの読み取りを行うため)

# 【ポイント】 マイナンバーを用いた接種記録の照会

## マイナンバーを用いた接種記録の照会の仕組み

- 本人同意をもとに、**請求者からマイナンバーの提供を受け**、接種記録を管理する**市町村が**証明書を**交付**する仕組みです。
- **国はあくまでシステムの提供主体**であり、請求・交付の手続きはこれまでどおり、請求者と市町村の間で行われるものです。引き続き、**各市町村が**接種証明書の**発行主体**となります。
- アプリ・VRS内において、市町村間や、国と市町村の間での個人情報の連携は、従来から引き続き行わない予定です。
- マイナンバーの提供に当たって、マイナンバーカードの券面入力補助APを利用します。

## PIA、利用規約の見直し

- 上述の仕組みを利用するに当たって、特定個人情報の取扱いに関し、**PIA（個人情報保護評価書）の見直し及び、VRSの利用規約の見直しが必要**となります。
- その詳細については、追ってお知らせ致します。

## これまでの関連事務連絡

【VRS】 3月22日 「VRSの利用に関する確認事項」への同意のお願い

【VRS】 4月23日 新型コロナウイルス感染症予防接種事務のPIAの作成の際に必要なVRSに関する情報提供

【接種証明】 7月26日 接種証明書発行手続きの開始に係るPIAの見直しに関する情報提供

【接種証明】 8月19日 ぴったりサービスによる電子申請の実施に係るPIAの見直しに関する情報提供

# 【ポイント】 VRSデータに基づく交付

- VRSに登録済みの接種記録を参照して、接種証明書を自動交付する仕組みです。
- これまでVRSを利用せずに発行手続きを実施されている自治体は、特にご留意ください。電子署名を含むため、二次元コードはVRSでないと発行できません。
- 先行接種対象者（医療従事者等）含め、VRSへの早期データ入力への御協力をお願い致します。
- VRSに登録データの確認機能が実装されています。詳細については9月22日にデジタル庁より発行した事務連絡をご確認ください。

## 1. データ出力画面

The screenshot shows the VRS data output interface. It features a navigation bar at the top with options like '接種状況', 'データ登録', 'データ出力', '照会・補正', 'アカウント登録', '転入転出', 'メッセージ', '接種証明', and '操作説明'. The main content is divided into three sections, each with a 'ダウンロード' button and a '更新' button.

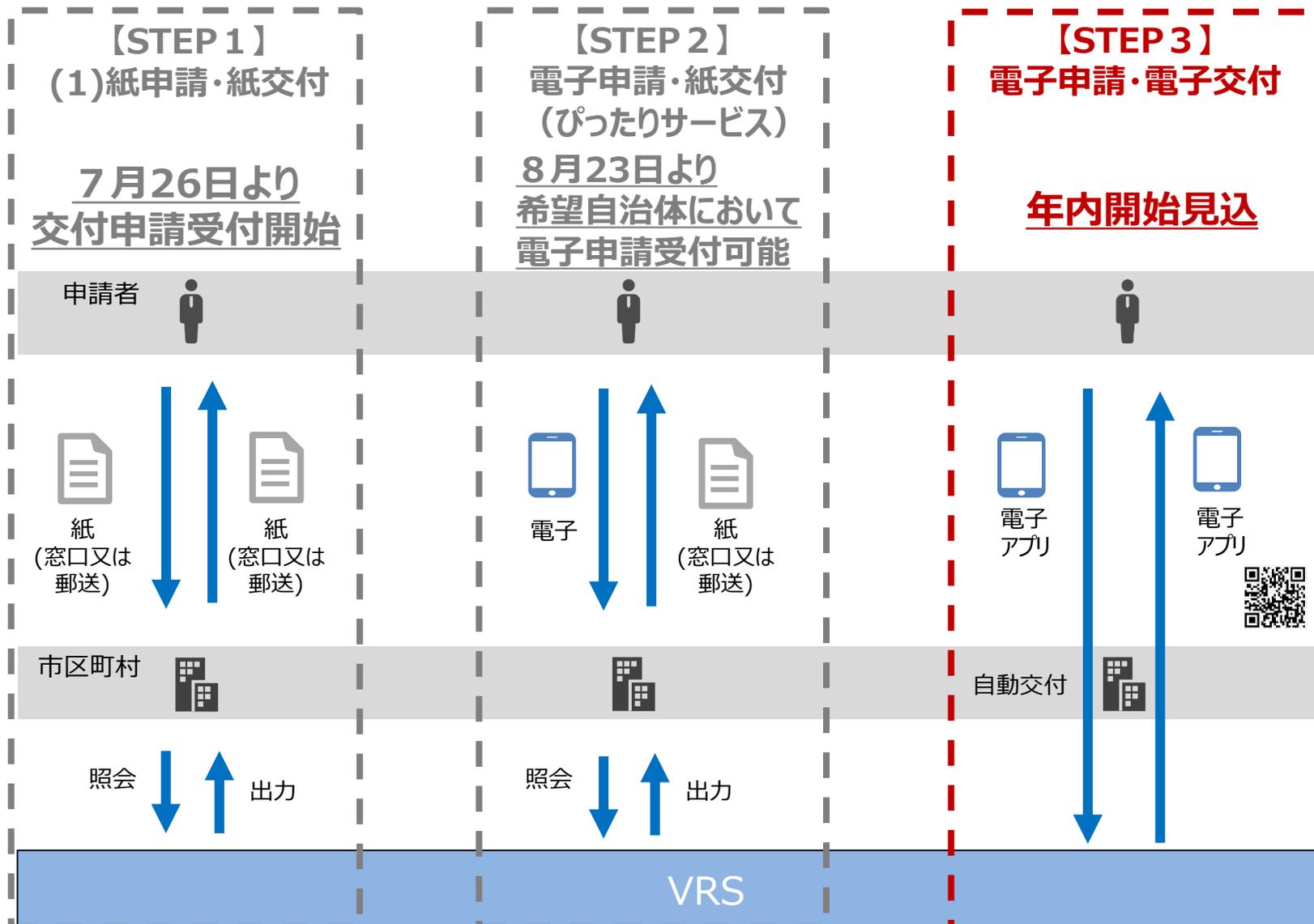
- 予防接種台帳向けファイル更新** (Updated: 2021/09/09(木) 14:10): Shows a file named '1000000002-TEST-473821-P2' and '000001\_2109211115\_1of1.csv'.
- 接種対象者登録待ちリスト更新** (Updated: 2021/07/26(月) 13:40): Shows a file named '2100300003-2100300003' and '接種対象者登録待ちリスト\_1of1.csv'.
- 登録データチェックリスト更新** (Updated: 2021/09/15(水) 15:20): This section is highlighted with a red border. It shows two files: '1000000002-TEST-232033-P1' with '登録データチェックリスト\_1of2.csv' and 'TEST-232041-P1-対象者登録待ち' with '登録データチェックリスト\_2of2.csv'.

## 2. 出力されるCSVファイルの項目

種別	内容	エラー種別	CSV出力時のエラーメッセージ
日付	4/11以前の接種だが、先行接種対象者に設定されていない	【要確認】	2021/4/11以前に接種していますが、先行接種者フラグが設定されていません。
	接種日が未来の日付になっていたり、ワクチン接種が始まった2021/02/17より前などになっている	【要修正】	接種日は2021/02/17から本日までの日付を設定してください。
	一回目接種より、二回目接種が早い日付になっている	【要修正】	一回目接種日より過去の日付が、二回目接種日に設定されています。
ワクチン	一回目接種と二回目接種の間に十分な期間がない（ファイザー3週間、モデルナ4週間）	【要確認】	一回目接種と二回目接種の間に十分な期間がありません。
	5/24以前にモデルナワクチンが登録されている	【要確認】	2021/5/24以前に、モデルナの接種が記録されています。
	大規模接種会場、職域接種会場以外でモデルナワクチンが登録されている	【要確認】	大規模接種会場、職域接種会場以外でモデルナワクチンが記録されています。
接種状況	ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ以外のワクチンが登録されている	【要修正】	ワクチンメーカーが不正です。
	一回目と二回目でワクチンの種類が違う	【要修正】	一回目と二回目でワクチンの種類が異なります。
	一回目接種しか登録されていない状態で一か月が経過	【要確認】	一回目接種後、一か月が経過しています。
登録データ	二回目接種しか登録されていない	【要確認】	二回目接種のみ記録されています。
	先行接種対象者以外で、5/3以前に二回目接種の記録がある	【要確認】	2021/5/3以前に二回目接種の記録がありますが、先行接種者フラグが設定されていません。
	6/21以前に、モデルワクチンの二回目接種の記録がある	【要確認】	2021/6/21以前に、モデルの二回目の記録があります。
	8/3以前にアストラゼネカの接種記録がある	【要確認】	2021/8/3以前に、アストラゼネカの記録があります。
	デモ用アカウント（自治体名：霞が関市、自治体コード：000001）で接種記録が登録されている	【要修正】	デモ用アカウントで登録された接種記録です。

# 接種証明書の仕様に関する意見募集について

- 接種証明書については、7月末に紙での申請・交付が開始され、8月下旬より希望する自治体でマイナポータルのぴったりサービスを用いた電子申請受付を開始しています。
- さらに、電子交付についても年内を目途に検討を進めているところです。



# 【渡航向け】二次元コード付き証明書とAPIの仕様（案）

## 二次元コード付き証明書の仕様

**【目視確認】** 紙で出力する接種証明書と同等の内容がスマホのアプリ上で確認できるため、接種情報を目視確認することができます。

**【情報読取】** アプリ上の二次元コードから以下の項目を読み取ることもできます。

### 二次元コード付き証明書の取得

以下の手順で取得することができます。

- (1) スマホで接種証明書アプリをダウンロード
- (2) マイナンバーカード + 4桁の暗証番号で申請
- (3) パスポートのMachine Readable ZoneのOCR読取
- (4) 接種情報を二次元コード付き証明書の形で交付



### 二次元コードに含まれる項目(案)

- ・ローマ字氏名★
- ・国籍・地域★
- ・旅券番号★
- ・生年月日
- ・ワクチン名・メーカー名
- ・ロット番号
- ・接種日
- ・証明書ID
- ・発行日

★: パスポートから読み取る情報

規格: ICAO VDS-NC  
(想定)

# 【国内向け】二次元コード付き証明書とAPIの仕様（案）

## 二次元コード付き証明書の仕様

**【目視確認】** 紙で出力する接種証明書と同等の内容がスマホのアプリ上で確認できるため、接種情報を目視確認することができます。

**【情報読取】** アプリ上の二次元コードから以下の項目を読み取ることもできます。

### 二次元コード付き証明書の取得

以下の手順で取得することができます。

- (1) スマホで接種証明書アプリをダウンロード
- (2) マイナンバーカード + 4桁の暗証番号で申請
- (3) 接種情報を二次元コード付き証明書の形で交付



### 二次元コードに含まれる項目(案)

- ・漢字氏名
- ・生年月日
- ・ワクチン名・メーカー名
- ・ロット番号
- ・接種日
- ・証明書ID
- ・発行日

規格： SMART Health Cards  
(想定)

## 接種情報取得APIの仕様

予約サイト等での利用を念頭に置き、ワクチン接種情報を取得するAPIも提供予定です。

- (1) 「接種券番号」「生年月日」の情報を入力する
- (2) 「最終接種回数」「最終接種日」等の情報を返す

### **3. 新型コロナウイルスワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について**

---

# 新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について

- 9月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」を政府決定。

## ＜主な記載事項＞

- ・ 接種証明の活用に当たっての留意点（民間が提供するサービスや公共的なサービス等における活用の考え方等）
- ・ 接種証明書は年内を目途にデジタル化することとしており、その結果、国内で活用できる環境が整うこと
- ・ **接種事実の証明としては、予防接種済証が利用可能であること**

## 新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について

〔令和3年9月9日〕  
新型コロナウイルス感染症対策本部

### 【趣旨】

- 現在のところ、国内での新型コロナワクチン接種の事実は、接種時に本人に交付される予防接種済証（接種記録書を含む。以下同じ。）による証明を基本としています。ワクチン接種証明書は海外渡航に必要な場合に限り、市町村において発行しています。

今後、このワクチン接種証明書については、年内を目途にデジタル化することとしており、その結果、ワクチン接種証明書の取得が容易となり、国内で活用できる環境が整います。

- さらに今後、ワクチン接種率の向上や感染防止対策の推進と併せ、社会経済活動の正常化に向けた取組として、予防接種済証又はワクチン接種証明書（以下単に「接種証明」という。）を国内で積極的に活用することが考えられます。ワクチン接種が進んでいる諸外国でも、接種証明の積極的な活用により社会経済活動の再開やワクチン接種の促進に向けた取組が行われています。本文書は、こうした中で、国内で接種事

## 接種済証

接種券を用いて接種を受けた人に渡されるもの

接種券		予診のみ		新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19	
券種	2 ワクチン接種 1 回目	券種	1 予診のみ 1 回目	1回目	接種年月日
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
券番号	1234567890	券番号	1234567890	月	〇〇
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	日	〇〇
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)		接種場所	〇〇県〇〇市 〇〇〇-〇〇
券種	2 ワクチン接種 2 回目	券種	1 予診のみ 2 回目	2回目	接種年月日
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
券番号	1234567890	券番号	1234567890	月	〇〇
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	日	〇〇
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)		接種場所	〇〇県〇〇市 〇〇〇-〇〇
<p><b>接種を受ける方へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。</li> <li>●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。</li> </ul>				氏名	厚生 太郎
				住所	〇〇県〇〇市 〇〇〇-〇〇
				生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
				〇〇県〇〇市長 日本 一部	

氏名・住所・生年月日は印字済

まず、国内で接種の事実を証明するに当たっては接種済証を利用していただけということは可能だというふうに思います。現在、地域においてこのワクチンを接種されている方、あるいはもちろんPCR検査の陰性の方といったことを対象に様々な取組が検討され、もう既に実施されているところがあるのかもしれませんが、そういったところでは接種済証が活用されているというふうに承知をしております。

その上で現段階ではワクチン（接種）証明書は、正に海外渡航向けとして発行事務を各市町村でお願いをしているところありますが、今後、デジタル化に向けて、今作業、年内を目途にデジタル化を実現できるよう検討を急いでいるところでありますので、そうしたデジタル化ができてくれば、これはそれを国内でも活用していただけということは十分考えられるのではないかとこのように思っております。

## 4. Q&A

---

# よくある質問

接種証明書は1度の申請につき原則1枚発行とのことだが、例外（複数枚発行できる場合）はあるか。渡航先の入国時に回収されることはないか。

接種証明書を諸外国で活用する際は、提出ではなく提示することを想定しているため、念のため大量に申請するという事案を防ぐためにも一度の申請につき原則1枚発行としています。

なお、例外的な事由として、公用旅券と私用旅券の両方での申請の場合に加え、各国大使館等の情報により入国時の検疫において接種証明書原本の提出が求められることが確認できている場合等には、複数枚の発行が可能です。ただし、この場合でも、真に必要な枚数に限って発行することとしてください。

接種1回目を外務省の一時帰国者事業で、2回目を自治体で接種を受けたが、接種証明書の発行は可能か。

自治体の発行した接種券を使用して受けた2回目の接種については、自治体において発行が可能です。1回目の外務省事業による接種の証明書については、外務省にお問い合わせください。

外国旅券の氏名欄の記載にハイフン（-）やウムラウト（Ä）等の記号が含まれる場合の入力・発行方法は。

旅券の身分記載事項ページの下部にあるMachine Readable Zone（MRZ、機会読取部）と呼ばれる箇所を参照いただき、その記載に合わせて、接種証明書を発行いただくようお願いいたします（記号やウムラウトは含まれません）。なお、ハイフンは、MRZで「<」となっていれば半角スペースを入力し、MRZで省略されていれば入力せずに発行してください。

公印や電子印鑑は不要でよいか。

我が国において発行される接種証明書の様式については、公印のない形で相手国と調整し、その受入れにつき同意を得ています。したがって、公印を付した証明書の有効性に疑義が生じることや、押していない証明書について疑念を持たれるおそれがあることとの関係から、公印や電子印鑑は適切ではないと考えています。なお、いずれの国からも、押印が必要であるとの要請は受けておりません。

